

奈良県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、疋田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	宮崎 孝治	葛城市疋田五二七―四
〃	西川 正哲	〃 五五
〃	瀬山 雅英	〃 五一〇
〃	村田 浩明	〃 五〇五
〃	吉村 雅由	〃 四二七
〃	石田 勝則	〃 四二二―一
〃	奥本 保	〃 一三三
〃	岡島 俊夫	〃 一四五―六
監事	村田 眞文	〃 四〇八―二
〃	吉川 雅則	〃 二〇〇―一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西川 清勝	葛城市疋田一一三
〃	宮崎 勝康	〃 五〇〇―三
〃	西川 佳嗣	〃 五二三・五二四
〃	西川 和男	〃 一〇八
〃	吉川 元清	〃 六三三―二
〃	山本 檜征	〃 四八八
〃	酒井 亮	〃 二一一―三
〃	土庫 裕司	〃 二四一―四
監事	宮崎 孝治	〃 五二七―四
〃	村田 浩明	〃 五〇五
〃	吉村 明	〃 三七九